

(仮称) 稲庭風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和5年（2023年）6月

稲庭ウインド合同会社

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数	1
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	2
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2
第2章 環境影響評価準備書の環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	3

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書を公告の日から起算して1ヶ月間の縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和5年4月18日（火）

(2) 公告の方法

令和5年4月18日（火）付の日刊新聞紙「岩手日報」に掲載した。（別紙1参照）

また、下記において電子縦覧を実施した。なお、住民説明会の開催についても合わせて公告を行った。

- ・下記のホームページに令和5年4月18日（火）より掲載（別紙2参照）

<https://japan.invenenergy.com/news/inaniwa-junbisho>

(3) 縦覧場所

関係地域を対象に以下に示す6箇所にて縦覧を実施した（参考資料参照）。また、下記のホームページにおいて、インターネットの利用により電子縦覧を行った。（別紙2参照）

<https://japan.invenenergy.com/news/inaniwa-junbisho>

- ・岩手県県北広域振興局二戸市地域振興センター
- ・二戸市役所（情報公開コーナー）
- ・二戸市浄法寺総合支所
- ・八幡平市市役所（市民課）
- ・八幡平市安代総合支所
- ・八幡平市田山支所

(4) 縦覧期間

縦覧期間は以下のとおりとした。

- ・縦覧期間：令和5年4月18日（火）から令和5年5月22日（月）まで
- ・縦覧時間：各所の開庁・開館時間に準じた。

なお、電子縦覧は終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数は1名であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を以下のとおり開催した。

開催日時	開催場所	参加者数
令和 5 年 5 月 9 日（火） 18 時 00 分～19 時 10 分	八幡平市 目名市地区コミュニティーセンター	7 名
令和 5 年 5 月 11 日（木） 18 時 00 分～19 時 20 分	二戸市 浄法寺文化交流センター	9 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

（1）意見書の提出期間

令和 5 年 4 月 18 日（火）から令和 5 年 6 月 5 日（月）まで
(郵送の受付は、当日消印有効とした。)

（2）意見書の提出方法

準備書に対する環境の保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた（別紙 3 参照）
①稲庭ウインド合同会社への書面の郵送
②準備書縦覧場所に設置した意見書箱への投函
③住民説明会会場での提出

（3）意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 4 通であった。

第2章 環境影響評価準備書の環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は4通22件であった。

「環境影響評価法」第19条の規定に基づく、準備書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価準備書について述べられた意見の概要と当社の見解

No.	一般の意見の概要	事業者見解
コウモリ類について		
1	コウモリ類について、環境の保全の見地からの意見を以下に述べます。貴社及び委託先（株式会社アジア航測株式会社）の作為が入る恐れがあるので、本意見書の内容は要約したり順番を並び替えたりしないでください。	環境影響評価準備書に対して環境の保全の見地から頂いたご意見は、「環境影響評価法」第19条の規定に従い、原則として「意見の概要」を整理しますが、要約しないことと明記されたご意見は、原文のまま記載することとしました。
2	(1) コウモリ類の保全措置が不適切 本事業のコウモリ類の保全措置として「フェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にして回転を止めること）」が記載されておりませんが、以下の疑問があるのでお答えください。 1) 本事業で設置する風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのでしょうか。 2) 本事業で設置する風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できるのでしょうか？ 3) 本事業で設置する風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にして回転を止めること）を実行できるのでしょうか？	具体的な風力発電機の機種は現時点では未定ですが、カットイン風速以下の場合もブレードは回転するものになると考えています。このことから、カットイン風速未満でもブレードが回転するとみなして予測を行いました。 環境保全措置については、現地調査の結果及び影響の予測結果を踏まえて、専門家等にご助言をいただきながら、検討を行いましたが、供用後においても事後調査を実施し、その結果に応じて環境保全措置を検討いたします。
3	(2) コウモリの予測結果（ブレード、タワーへの接近接触） 10.1.4-235(717)「ブレード、タワーへの接近・接触による個体の死傷等の影響が生じる可能性があると予測する。……ただし、ブレード、タワーへの接近・接触による影響については科学的知見の蓄積が十分でなく、予測は不確実性が伴うことから、事後調査を実施し、著しい影響が想定される場合は更なる環境保全措置を検討する」とありますが、不適切です。 1) 科学的知見が不十分であり、予測の不確実性を伴うことは、事業者が適切な環境保全措置を実施しないための正当な理由にはなりません。「予測は不確実性が伴う」としても、「影響があると予測される」ならば、先手を打つて「フェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にして回転を止めること）」を実施すべきでしょう。 2) 事業者にお尋ねしますが「科学的知見の蓄積が十分な状態とは何なのか具体的に述べてください。「コウモリの衝突に関する既往知見数」が何例あれば「科学的知見の蓄積が十分」といえるのでしょうか？以下に示すように、国内ではすでに200個体以上の衝突事例が報告されています。「科学的知見の蓄積が十分でなく、予測は不確実性が伴うことから、事後調査を実施し、著しい影響が想定される場合は更なる環境保全措置を検討する」という主張は、「科学的知見の蓄積」という主観的な概念を使い、環境保全措置の実	「科学的知見の蓄積が不十分」とは、バットストライクが起きる可能性を定量的に評価する方法が完全に確立されていないことを指します。国内の最新の手引きである「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改定版）」（2022年、環境省）p.84によると、「海ワシ類以外におけるバードストライク等の課題」として、バットストライクが挙げられていますが、「なお、我が国のコウモリ類の生態等について不明な点も多く、今後の調査、研究の進展が望まれる。」と記載されています。コウモリ類の生態について不明な点が多く、また、バットストライクの可能性を定量的に評価する手法が確立されていない現状では、定性的な予測にならざるを得ないため、準備書では「ブレード、タワーへの接近・接触による影響については、科学的知見の蓄積が十分でなく、予測には不確実性を伴う」と記載しました。 事後調査の結果については、事業者の主観とならないよう、専門家等にもご確認いただきます。専門家等のご助言を踏まえ、必要な環境保全措置を検討してまいります。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>施責任を逃れようとする言い訳です。</p> <p>3)「十分」という表現には、主観的な要素が含まれるため、解釈や評価の差が生じることがあります。また、具体的に「蓄積が十分」と判断される基準は、状況や文脈によって異なる場合があるため、明確な定義は難しいとされています。つまり「科学的知見の蓄積が十分な状態」は貴社の主観です。</p> <p>4)「著しい影響」とは、その影響が大きく、深刻であることを表します。ただし、「著しい」という表現には、主観的な要素が含まれるため、解釈や評価の差が生じることがあります。また、具体的に著しい影響と判断される基準は、状況や文脈によって異なる場合があるため、明確な定義は難しいとされています。つまり「著しい影響が想定される状態」は貴社（専門家）の主観です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・45 個体(4 種、1~32 個体)「風力発電施設でのバットストライク問題、2015.07 までに調べた 6 事業」(平成 29(2017)年、河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22(1))。 ・ヒナコウモリ 24 個体、ヤマコウモリ 6 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、コウモリ類 2 個体、合計 37 個体「会津布引高原風力発電所設置事業 事後調査報告書」(平成 22(2010)年 6 月、株式会社ジェイウインド) 福島県。 ・ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」(平成 30(2018)年、重昆達也ほか、東海自然誌(11)) 静岡県。 ・ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成 30(2018)年 10 月、株式会社ジェイウインド) 青森県。 ・コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体、合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成 31(2019)年 4 月、岩手県) 岩手県。 ・コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 8 個体「(仮称) 上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成 31(2019)年 4 月、株式会社ジェイウインド上ノ国) 北海道。 ・ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元(2019)年 12 月、よこはま風力発電株式会社) 青森県。 ・ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体、合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(令和 2(2020)年 2 月、コスモエコパワー株式会社) 北海道。 ・ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、ア布拉コウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書(第 2 回)」(令和 2(2020)年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社) 秋田県。 ・ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 4 個体、ア布拉コウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属(フジホオヒゲコウモリ又はクロホオヒゲコウモリ) 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 9 個体「能代風力発電所リプレース計画に係る環境影響評価書」(令和 2(2020)年 8 月、東北自然エネルギー株式会社) 秋田県。 ・ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウインドパーク事業 事後 	

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>「調査報告書」(令和2(2020)年10月, コスモエコパワー株式会社) 岩手県.</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒナコウモリ 2個体「(仮称) 新むつ小川原ウインドファーム事業 環境影響評価準備書(公開版)」(令和3(2021)年3月, コスモエコパワー株式会社) 青森県. ・ヒナコウモリ 1個体「(仮称) 新岩屋ウインドパーク事業 環境影響評価準備書(公開版)」(令和3(2021)年3月, コスモエコパワー株式会社) 青森県. ・ヒナコウモリ科 2個体「ユーラス大豊ウインドファームに係る環境影響評価事後調査報告書」(令和3(2021)年5月, 合同会社ユーラス大豊風力) 高知県. ・ヒナコウモリ 7個体、ユビナガコウモリ 1個体、コウモリ類 1個体、合計 9個体「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書(公開版)」(令和3(2021)年3月, 株式会社 A-WINDENERGY) 秋田県. ・クロオオアブラコウモリ 1個体、ヒナコウモリ 3個体、合計 4個体「せたな大里ウインドファーム 環境影響評価報告書」(令和3(2021)年8月, 株式会社ジエイウインドせたな) 北海道. ・ヒナコウモリ 1個体、アブラコウモリ 3個体、合計 4個体「掛川風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」(令和3(2021)年8月, 掛川風力開発株式会社) 静岡県. ・ヒナコウモリ 3個体「ユーラス石巻ウインドファーム 環境影響評価報告書」(令和3(2021)年10月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 宮城県. ・ヒナコウモリ科 1個体「(仮称) 八竜風力発電所更新事業に係る環境影響評価準備書」(令和3(2021)年10月, 株式会社エムウインズ八竜) 秋田県. ・ヤマコウモリ 1個体「JRE 酒田風力発電所更新計画 環境影響評価準備書」(令和4(2022)年1月, ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社) 山形県. ・ヒナコウモリ 2個体「幌延風力発電事業更新計画環境影響評価準備書」(令和4(2022)年2月, 幌延風力発電株式会社) 北海道. ・ヒナコウモリ 17個体、モリアブラコウモリ 7個体、ホオヒゲコウモリ属 1個体、合計 25個体「ユーラス東由利原ウインドファーム環境影響評価報告書【公開版】」(令和4(2022)年2月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 秋田県. ・ヒナコウモリ 42個体、ヤマコウモリ 1個体、ア布拉コウモリ 2個体、モリアブラコウモリ 7個体、ユビナガコウモリ 1個体、ホオヒゲコウモリ属 1個体、コウモリ類 1個体、合計 58個体「ユーラス由利高原ウインドファーム【公開版】」(令和4(2022)年2月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 秋田県. ・アブラコウモリ 4個体、ヤマコウモリ 1個体、ヒナコウモリ 9個体、ユビナガコウモリ 2個体、コウモリ類 2個体、合計 18個体「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書(供用2年目の調査結果)」(令和4(2022)年6月, 株式会社 A-WINDENERGY) 秋田県. ・アブラコウモリ 46個体、ヒナコウモリ 22個体、種不明 3個体、合計 71個体「静岡県西部海岸域の風力発電所におけるコウモリ類の死骸調査結果(2018-2020年)」(令和4(2022)年, 佐藤顯義ほか、東海自然誌(15)) 静岡県. ・ヒナコウモリ 12個体、モモジロコウモリ 5個体、ユ 	

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>ビナガコウモリ 3 個体、ヤマコウモリ 2 個体、コテングコウモリ 1 個体、コキクガシラコウモリ 1 個体、コウモリ目の一種 10 個体、合計 35 個体「秋田潟上ウインドファーム風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」(令和 4(2022)年 12 月、秋田潟上ウインドファーム合同会社) 秋田県。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒナコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 2 個体「(仮称) 新浜田ウインドファーム発電事業環境影響評価準備書」(令和 5(2023)年 1 月、株式会社グリーンパワーインベストメント) 広島県、島根県。 ・ヒナコウモリ 1 個体「六ヶ所村風力発電所リブレース事業環境影響評価準備書」(令和 5(2023)年 2 月、日本風力開発株式会社) 青森県。 ・アブラコウモリ 2 個体、コヤマコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 2 個体、コウモリ類 1 個体、合計 8 個体「八峰風力発電所影響評価事後調査報告書」(令和 5(2023)年 3 月、八峰風力開発株式会社) 秋田県。 	
4	<p>(3) コウモリの予測結果（ブレード、タワーへの接近接触）</p> <p>コウモリは生態系において重要な役割を果たしております、その種の保護には真剣な取り組みが必要であると信じております。</p> <p>もし本当にバットストライクが発生した場合、企業としてどのような責任を持ち、どのような措置を取るつもりであるのか、私たちは非常に関心を持っております。もし、貴社が「影響がある」と認識している場合、「著しい影響が発生する前から」できる限りの保全措置をすることが重要であると考えています。事故が起こってから検討するのでは手遅れとなるため、事前に取り組むことが絶対に必要です。</p>	環境保全措置については、現地調査の結果及び影響の予測結果を踏まえて、専門家等にご助言をいただきながら、検討を行いましたが、供用後においても事後調査を実施し、その結果に応じて環境保全措置を検討いたします。
5	<p>(4) 「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にして回転を止めること）を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置」です（文献 1）。また、国内においても低減効果はすでに実証されています（文献 2、文献 3）。事業者は『できる限りの保全措置をする』といいました。それでは、先手を打って死亡事後が発生する前に、適切な環境保全措置を講じるべきです。</p> <p>（文献 1）Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p> <p>（文献 2）「ユーラス東由利原ウインドファーム環境影響評価報告書【公開版】」(令和 4(2022)年 2 月、株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 秋田県。</p> <p>（文献 3）「ユーラス由利高原ウインドファーム【公開版】」(令和 4(2022)年 2 月、株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 秋田県。</p>	環境保全措置については、現地調査の結果及び影響の予測結果を踏まえて、専門家等にご助言をいただきながら、検討を行いましたが、供用後においても事後調査を実施し、その結果に応じて環境保全措置を検討いたします。
6	<p>(5) コウモリ類の専門家の船越公威さんが執筆された書籍には、風力発電事業におけるコウモリ類の保全措置として「カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）の値を上げることと風車を風と平行にすること（フェザリング）」が記載されています。事業者は『最新の科学的知見に則った保全措置をする』といいました。本事業においてもコウモリ類への影響が予測され</p>	環境保全措置については、現地調査の結果及び影響の予測結果を踏まえて、専門家等にご助言をいただきながら、検討を行いましたが、供用後においても事後調査を実施し、その結果に応じて環境保全措置を検討いたします。

No.	一般的の意見の概要	事業者見解
	<p>でいますので、最新の科学的知見に則り、死亡事故が発生する前に「フェザリングすること」をコウモリの保全措置として実施してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「コウモリ学 適応と進化」(2020年、船越公威、東京大学出版会、p229) 	
7	<p>(6) 10.2-10(1160)「事後調査の実施」の措置の区分を「低減」としていますが、事後調査は問題や解決策を導く手段であり、あくまでも調査です。いくら死骸探索調査を実施をしてもコウモリの死亡数は低減されないので、「事後調査」を「環境保全措置」として主張することはできません。これは環境保全措置を実施する責任を逃れるための身勝手な言い訳にすぎません。事前に見落とされていた影響が事後調査で判明した場合、それに対する調査や対策を講じるのは当たり前のことです。だからといって、その調査自体を環境保全措置として提出すべきではありません（これは「アセス手続き（自体）が保全措置である」と主張するのと同じことです）。風力発電事業者は、環境保全を重視し、事前から具体的に環境保全対策を計画して事業を進めるべきです。</p>	<p>環境保全措置の区分としましては「事後調査の実施」と表記しましたが、「措置の効果」に記載させていただきましたとおり、「事後調査の結果に応じて必要な環境保全措置を検討する」といった趣旨を含んでいます。</p> <p>事後調査の結果については、専門家等にもご確認いただき、専門家等のご助言を踏まえ、必要な環境保全措置を検討してまいります。</p>
8	<p>(7) 10.2-10(1160)以上の理由からコウモリ類の「環境保全措置」として、「カットイン風速未満のフェザリング」を追加してください。</p> <p>(8) 10.2-10(1160)上記(7)に反論する場合、事業者が考えている「環境保全措置」、「さらなる環境保全措置」、「影響がある」、「著しい影響がある」の定義が分かりませんので、環境アセスメントにおける「環境保全措置」、「さらなる環境保全措置」、「影響がある」、「著しい影響がある」の単語の定義、基準及び出典を述べてください。</p>	<p>環境保全措置については、現地調査の結果及び影響の予測結果を踏まえて、専門家等にご助言をいただきながら、検討を行いましたが、供用後においても事後調査を実施し、その結果に応じて環境保全措置を検討いたします。</p>
9	<p>(9) 「事後調査」について</p> <p>国内の風力発電事業については、近年、その事後調査報告書が出されています。しかしその中身を読むと、主観的な、事業者にとって都合のよいことばかりが書いてあり、本当に呆れました。『事後調査で影響があれば保全措置をする』という主張は口約束であり、実施されないケースがあまりに多く、信頼性には疑問があります。事後調査報告書とは事業者が自ら都合の良い主観や妄想、あるいは願望を並べ立てた、真実味を欠くデーターメな作文に他なりません。</p> <p>なぜこのような不適切な事後調査報告書が横行しているかというと、事後調査では事業者が選定した専門家がその結果を独断で判断し、事業者に都合の良い意見を出すからです。このため風力発電事業が環境へ与える影響が見過ごされています。この問題は大変深刻です。</p> <p>例えば、環境保全措置として「ライトアップ不使用および航空障害灯の閃光灯採用」を行った、ある事業者は、事後調査で複数のコウモリが死んでいたにもかかわらず、「バットストライクの懸念が著しくない」として追加の保全措置を何もせずに事後調査を打ち切っています（文献1、文献2、文献3、文献4、文献5）。なお文献2の委託先は本業務の委託先と同じアジア航測株式会社。特に酷いのは、「米国の事例では1基あたりの年間衝突率はコウモリ類で〇個体／基／年であり、本事業での1基あたりの衝突数はコウモリ類で〇個体／基／年といずれもその範疇であった。以上より、コウモリ類に関して影響は大きいものではない」（文献4）と主張する事業者（専門家は鳥類専門家、委託先は株式会社</p>	<p>報告書の公表については、「環境影響評価法施行規則」（平成10年総理府令第37号）第19条の3、及び「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第38条の3に基づき、対応させていただくこととなります。</p> <p>また、報告書の審査については、環境大臣が報告書について環境の保全の見地からの意見がある場合は、「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第38条の4に基づき、書面により述べることとなっております。</p> <p>風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境保全措置については、現地調査の結果及び影響の予測結果を踏まえて、専門家等にご助言をいただきながら、検討を行いましたが、供用後においても事後調査を実施し、その結果に応じて環境保全措置を検討いたします。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>自然科学調査事務所) や、「福島県では、〇羽ほど衝突しており、それと比べても死骸の数は少なく、影響は大きいものではない」(文献5)と主張する事業者(専門家は鳥類専門家、委託先は日本気象協会)がいることです。調査頻度や事業規模、立地環境も全く異なる調査結果をもちだし、さらに死骸消失率や見落とし率も一切考慮せずに、見つかった死骸数を単純に比較して、影響が小さい、大きい等と主張することはできません。そもそもこれは「他人はもっと殺している。それより殺した数は少ないから影響はない」という主張と同じ、話のすり替えです。</p> <p>このような誤魔化しが全国各地の風力発電事業で実際に起こっているわけですから、事後調査報告など信用に値しません。コウモリ類は大量に死に、その個体数は回復不能なほど減少し、すぐに絶滅してしまうでしょう。コウモリ類がいなくなれば、害虫が大量に発生し、農業や林業、生活に影響を与え、結果的に地域住民、ひいては国民が困ることになります。風力発電事業を持続可能にするためには、事後調査が公正かつ透明であることが絶対に必要です。そのためには、事業者が独自に専門家を選ぶのではなく、独立した第三者機関が審査を行うことが必須です。また、専門家の選定を事業者任せにせず、国や自治体が選任することで、専門家による事業者への忖度を避けることが重要です。</p> <p>本事業者の「事後調査」についても、疑惑があるのでお答えください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 事後調査結果について住民が意見書を出せるようにしてください。 2) 事後調査結果を公正に審査する公的な委員会はありますか?なければ開催してください。 3) 事後調査で事業者側がヒアリングする専門家は事業者の利害関係者(謝金の支払いを含む)なのですか? 4) 3)の専門家が利害関係者でないこと(忖度しない者であること)をどうやって客観的に証明するのですか。 5) 仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もないのは本当ですか? 6) 5)について本当ならば、もし事後調査でコウモリの死骸が確認された場合、だれが追加的保全措置の行使を保証するのですか? 7) 事後調査でコウモリが複数死んでいた場合でも、他の事業者は「バットストライクの懸念が著しくない」として追加の保全措置をしていません。コウモリは年に1回だけ繁殖し、1回に1~2頭しか仔を産みません。そのため1年間で死亡するのがたとえ数個体であっても、風車で毎年コウモリを殺し続ければ、個体群は回復不能になりやがて絶滅します。本事業者が追加の保全措置を行使する基準「著しい影響」とは何個体なのかを具体的に述べてください。 8) 事後調査を踏まえた追加的保全措置の行使について、その実行性は保証がないので、評価できません。最新の知見を踏まえた保全措置(フェザリング)を、コウモリを殺す前から必ず実施してください。 9) 普通種であろうが重要種であろうが、1頭たりともコウモリを殺さないでください。 <p>(文献1)「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成30(2018)年、株式会社ジェイウインド、委託先:株式会社ジェイペック)P.327</p>	

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>(文献 2)「ユーラス石巻ウインドファーム環境影響評価報告書」(令和 3(2021)年、株式会社ユーラスエナジーホールディングス、委託先：アジア航測株式会社) P.84</p> <p>(文献 3)「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書(供用 2 年目の調査結果)」(令和 4(2022)年 6 月、株式会社 A-WINDENERGY、委託先：エヌエス環境株式会社) P.67</p> <p>(文献 4)「秋田潟上ウインドファーム風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」(令和 4(2022)年 12 月、秋田潟上ウインドファーム合同会社、委託先：株式会社自然科学調査事務所) P.132, P390</p> <p>(文献 5)「八峰風力発電所影響評価事後調査報告書」(令和 5(2023)年 3 月、八峰風力開発株式会社、委託先：日本気象協会) P.159, P160</p>	
10	<p>(10) 「事後調査」について</p> <p>風力発電事業においては、コウモリ類の保護について十分に配慮する必要があります。コウモリ類は、風車のブレードに衝突するほか、風車の回転によって発生する気流に巻き込まれて死亡することが科学的に判明しています。</p> <p>しかし、風力発電事業の問題は、事後調査において、公正かつ独立した第三者の専門家による審査が不足していることです。現状では、事業者が選定した専門家によって事後調査の結果が判断されてしまうため、保全措置の実際の効果や問題点について客観的な評価ができていないと言わざるを得ません。更にある問題点としては、専門家が事業者から謝金を受け取っているため、事業者に忖度し、事業者に都合の良いことを言う可能性が高いことが挙げられます。</p> <p>このような状況下では、風力発電事業の問題点が適切に審査されず、コウモリ類への影響やリスクを十分に評価することはできません。そこで、事業者とは独立した評価・審査が必要となってきます。公正かつ独立した機関や評価、専門的立場からの中立的なアドバイスなどが含まれる第三者の立場が重要です。このような評価や審査を導入することで、事後調査の結果に関して、より客観的な立場から分析・評価することができ、風力発電事業の信頼性を高めることができます。</p> <p>事後調査について、客観的評価や審査を適切に導入して下さい。風力発電事業の信頼性を高めるためには、事後調査についての公正かつ独立した第三者の評価・審査が、絶対に必要と考えます。</p>	<p>報告書の審査については、環境大臣が報告書について環境の保全の見地からの意見がある場合は、「環境影響評価法」(平成 9 年法律第 81 号) 第 38 条の 4 に基づき、書面により述べることとなっております。</p> <p>風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境保全措置については、現地調査の結果及び影響の予測結果を踏まえて、専門家等にご助言をいただきながら、検討を行いましたが、供用後においても事後調査を実施し、その結果に応じて環境保全措置を検討いたします。</p>
11	<p>(11) 「事後調査」について</p> <p>最新のガイドライン※によれば、週 1 回（探索間隔が 7 日）の頻度は、コウモリが見つかる前にスカベンジャーに捕食される可能性が高くなるので推奨されています。探索間隔が長いとコウモリの死亡日が推定できず、保全措置の検討ができないためです。そのためコウモリ類の死骸確認調査については、2 日～4 日間隔が許容される限度であることも指摘されています。また、人による調査はコウモリ類の死骸発見率が低いことも判明しています。さらに、コウモリ類は弱風速時に活動し、バットストライクは弱風速時に発生しやすいことも分かっています。</p> <p>以上のことから、</p> <p>1) バットストライク調査は、毎日行うか、最低でも週 3</p>	<p>事後調査の内容や頻度等は、今後の専門家等のご助言や最新の知見等を考慮し、実施いたします。</p> <p>現時点では、事後調査として死骸確認調査のほか、ナセルに音声記録装置等を設置し、風速や天候等の気象条件との関連性を分析する調査を実施する予定です。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>日程度の頻度で月3回以上行ってください。</p> <p>2)バットストライク調査は早朝(午前中)に行ってください。</p> <p>3)バットストライク調査は、訓練されたイヌを使って調査してください。</p> <p>4)バットストライク調査と並行して、ナセルに自動録音装置を設置し、活動量の調査を実施してください。</p> <p>5)コウモリの死骸が確認された場合は、「追加の保全措置」をしたうえで、更に1年間のバットストライク調査を行って下さい。</p> <p>※「Bats and onshore wind turbines - survey, assessment and mitigation」 https://www.nature.scot/doc/bats-and-onshore-wind-turbines-survey-assessment-and-mitigation</p>	
12	<p>(12) 「事後調査」について</p> <p>コウモリ類は様々な種類が存在し、生態系において重要な役割を果たしている事が知られています。そのため、風力発電機がコウモリ類に与える影響を正確に把握し、適切な対策を行うことが大切です。</p> <p>1)風力発電機により死亡するコウモリ類を減らすために、「低風速時のフェザーリング」が必要です。これらの対策は事業者が責任を持って事前より実施することを求めます。</p> <p>2)事後調査の結果、コウモリ類の死亡事故を確認した場合は、更なる改善策を半年以内に講じることを求めます。</p> <p>3)事業者が地元自治体や環境保護団体に対して、適かつ透明性の高い情報開示を行うことを求めます。具体的には、法に規定される縦覧期間終了後も、環境省ホームページ（環境影響評価情報支援ネットワーク）にて20年間、事後調査報告書を公開することを求めます。</p>	<p>環境保全措置については、現地調査の結果及び影響の予測結果を踏まえて、専門家等にご助言をいただきながら、検討を行いましたが、供用後においても事後調査を実施し、その結果に応じて環境保全措置を検討いたします。</p> <p>なお、事後調査報告書は、当社のノウハウや事業計画に係る情報が含まれていますが、現状では第三者の二次利用を制限する具体的な手法が担保されていません。このため、縦覧期間終了後も継続して公開することは控えさせて頂きます。</p>
鳥類について		
13	<p>(1) 貴重な自然環境の保全に関して</p> <p>岩手県内陸部の奥羽山脈沿いの地域には山林・牧野・農耕地・河川・湖水等の混在した多様で豊かな自然環境があり、一年を通して多様な野生動物が生息しております。当該事業計画に係る貴社の準備書第3章を通して示されているように、本事業の事業実施想定区域である稻庭岳から折爪岳にかけての地域、鹿角街道沿線、及び北上川・馬渕川の水系を含む広い地域は様々な野鳥の貴重な生息地、繁殖地、あるいは越冬地となっています。</p> <p>またこの地域には、林野庁が「緑の回廊」に設定した森林地帯（準備書 p.189）、岩手県の自然環境保全指針による「優れた自然評価図において重要性が高いと区分された地域」（準備書 p.198）、森林法により防災上必要とされる「保安林」（準備書 p.188）が存在するなど、この地域は自然環境の保全と防災の両面で極めて重要な地域となっております。</p> <p>さらに今回の準備書 p.122 にも記載されているように、環境省は環境アセスメントデータベース（EADAS）の「風力発電立地検討のためのセンシティビティマップ」で当該事業計画予定地を含む地域全体を注意喚起レベル A3 に指定しております。そして実際にこの地域にはいわてレッドデータブックに掲載されている希少猛禽類や渡り鳥を含む数多くの鳥類が生息しております。</p>	<p>ご指摘をいただきました事項について、方法書に対する岩手県知事意見及び専門家のご助言を踏まえながら、鳥類に関する調査手法及び調査地点の見直しを行い調査いたしました。その調査結果を踏まえた予測の結果、本事業による鳥類への影響は、ほとんどの種で小さいと予測されましたが、風力発電事業によって鳥類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、指摘をいただきました事項を踏まえて、引き続き専門家のご助言をいただきながら、事後調査を実施する予定としています。</p> <p>また、環境保全措置として風力発電機及び搬出入路の設置に伴う樹木の伐採は必要最低限とし、改変面積や切盛土量の削減に努めます。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>ます。</p> <p>このような地域に貴社が予定しているような大型風力発電施設の建設を行うことは、この地域の豊かな自然環境、特に鳥類の生息環境に重大な影響を与える可能性が高く、私ども日本野鳥の会よりおかけはその点を強く危惧しております。</p> <p>今回の準備書 p. 80～p. 81 にはこれらの点に配慮して当初案より事業計画を縮小したとする記述も見られますが、実質的には方法書の事業計画からの変更はほとんど見られず、事業予定地が岩手県自然環境保全指針で保全区分 A と B (準備書 p. 250)、重要な植物群落 (四角岳のブナ林) (準備書 p. 250)、北上高地緑の回廊 (準備書 p. 189) など自然環境の保全に関わる様々な地域指定と重なったり隣接したりする状況に変わりはありません。</p> <p>従って私ども日本野鳥の会よりおかけは、引き続き貴社に対して当該地域における風力発電事業計画の白紙撤回を強く求める次第です。</p>	
14	<p>(2) 希少猛禽類の生息環境保全に関して</p> <p>今回の準備書 p. 30～p. 31 にも図示されているように、この地域一帯はイヌワシ・クマタカ等の希少猛禽類の重要な生息地です。そしてこの点は私どもの日頃の調査・観察結果とも一致しております。イヌワシは我が国の天然記念物に指定されている希少大型猛禽類であり、我が国に生息するイヌワシの 20%ほどが岩手県に生息しております。このことから、この地域一帯はイヌワシの生息適地として日本国内に残された数少ない地域と言えます。このような地域での風力発電施設の稼働は、発電施設の規模の大小にかかわらず、バードストライクの危険性と採餌適地の消失という二つの面で希少猛禽類の定常的な生息を脅かします。実際に 2008 年 9 月には岩手県北上高地の釜石広域ウインドファームでイヌワシのバードストライクが発生しております。また、かつてイヌワシの定常的な採餌適地であった盛岡市の天峰山付近の地域では、「姫神ウインドパーク」の稼働に伴いイヌワシの姿が全く見られなくなりました。これらの事例はいずれも希少猛禽類と風力発電施設の共存が困難であることを示しております。このような過去の教訓が生かされないまま、今回の事業計画が実行に移され最終的に風力発電施設の稼働が継続されるとするなら、当該地域に定常的に生息する希少猛禽類の採餌活動や繁殖活動の阻害要因となり、さらには衝突死等の事故の要因ともなりうるなどの重大な悪影響が懸念されます。</p> <p>これに関連して当該事業の方法書段階で出された 2022 年 3 月 16 日付の経済産業大臣勧告では、この地域が猛禽類の生息地であることについて、『専門家の助言も踏まえ必要に応じて調査の追加や見直しを検討する等により、本事業の実施による鳥類への影響について適切な調査、予測及び評価を行う』ことを強く求めております。しかしバードストライクの原因が風車のブレードへの衝突であるにも関わらず、今回の準備書 p. 73 を見る限りでは風力発電設備のブレードの大きさや形状の変更等を含むバードストライクの防止策は全く検討されておりません。また尾根沿いに高さ 178.5m の風車が 32 基も立ち並ぶという施設配置 (準備書 p. 82) も方法書段階からほとんど変更されておらず、風力発電施設の設置場所の適否に関する丁寧な検討も全くなさ</p>	<p>希少猛禽類について、方法書に対する経済産業大臣勧告及び岩手県知事意見を踏まえて、非営巣期調査を追加実施しました。</p> <p>猛禽類調査結果を踏まえた予測の結果、本事業による猛禽類への影響は本事業による鳥類への影響は、ほとんどの種で小さいと予測されました。しかし、風力発電事業によって猛禽類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であります。ただし、ブレード、タワーへの接近・接触による影響については科学的知見の累積が十分でなく、予測には不確実性を伴うことから、ご指摘をいただきました事項を踏まえて、引き続き専門家のご助言をいただきながら、事後調査を実施し、ブレード、タワーへの衝突による著しい影響が確認された場合には、さらなる環境保全措置を検討いたします。</p> <p>なお、輸送路の近接地域において猛禽類の営巣木が確認された場合は、可能な限り低騒音型の建設機械の使用、猛禽類の繁殖ステージを考慮した工事工程の立案などとともに専門家のご助言を踏まえながら、猛禽類への影響を低減する環境保全措置を行う予定です。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>れておりません。つまりこの準備書に示される事業計画では経済産業大臣勧告に沿った対応策が検討されているようには思われません。もしもこの事業計画がこの案の通りに実施されると、風力発電施設の影響が尾根筋の間や尾根の周囲に存在する非事業対象地域に及び、その結果として鳥類の生息エリアを狭めてバードストライクが発生する可能性を高めてしまいます。</p> <p>さらに準備書 p. 67～p. 68 には、風力発電施設の建設や稼働に必要な大型機材等の搬送や施設維持のための複数の輸送経路が示されております。これらの経路の近隣にも希少猛禽類の生息地が複数存在するはずであり、それらの道路の新設や補強・拡幅工事、及び資材の輸送のための通行に伴う騒音などにより付近の希少猛禽類の繁殖が阻害される可能性があります。しかしそのような観点からの輸送経路の適否の選択、あるいは輸送道路に関する環境影響調査などの点がこの準備書の中には示されておりません。輸送道路も風力発電施設に付随して必須な施設である以上、それらの輸送道路の周囲を含む帯状の地域をきちんと環境影響評価の対象として希少猛禽類の保護に万全を期すべきであると私どもは考えます。</p> <p>以上の理由により、私ども日本野鳥の会もりおかは希少猛禽類の生息環境の保全の立場に基づき当該事業計画の白紙撤回を強く求めます。</p>	
15	<p>(3) 当該地域における渡り鳥の生息環境保全について</p> <p>日本列島は東アジアからオーストラリアに至る多様な渡り鳥の飛行コースのほぼ中央部に位置し、それぞれの季節ごとに日本列島各地で多種多様な鳥類の渡りや夏鳥の繁殖、冬鳥の生息等が観察されます。しかも近年の調査技術の飛躍的進歩に伴い、それまで解明されていなかった鳥類の渡りのコースなども次々と明らかになってきております。実際に大型渡り鳥に発信器を装着して追跡する最新の調査技術により、奥羽山脈沿いや北上高地北部がガン・カモ・ハクチョウ類等の春と秋の渡りの主要なルートとなっていることや、小鳥類を含む多くの渡り鳥が夜間にも渡りをしていることなどが明らかになっております。特に岩手県内陸北部の稻庭岳から折爪岳にかけての地域、鹿角街道沿線、八幡平地域、及び北上川・馬淵川の水系を含む広い地域はガン・カモ・ハクチョウ類等の渡りの主要なルートであり、私どもはそれぞれの季節において渡り鳥の大群が奥羽山脈を越えたり北上高地を行き交ったりする姿を頻繁に観察しております。風力発電施設が奥羽山脈沿いや北上高地北部に次々と設置される状況になれば、渡り鳥の生息環境の搅乱と渡りルートの遮断、さらにはバードストライク発生等の可能性が非常に高まります。そしてこの点については前述の経済産業大臣勧告でも指摘されております。実際に風力発電施設の稼働に伴うバードストライクにより、小鳥類をはじめとする多数の鳥類が命を落としていることはこれまでに世界各地で多数報告されています。従ってここで問題となるのは、希少猛禽類や渡り鳥などの生息環境保護や渡りコース保全の観点から見て今回の事業予定地域の選定が適切であるか否かです。しかし貴社の準備書の中ではそれらに関する丁寧な検討内容は示されておらず、またそれらに関連する文献等の引用も見当たりません。そして今回の準備書 p. 288～には方法書段階での日本野鳥の会もりおかの意見に対する事業者の見解と</p>	<p>ご指摘をいただきました事項について、方法書に対する岩手県知事意見及び専門家のご助言を踏まえながら、鳥類に関する調査手法及び調査地点の見直しを行いました。その調査結果を踏まえた予測の結果、本事業による本事業による鳥類への影響は、ほとんどの種で小さいと予測されましたが、風力発電事業によって鳥類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、指摘をいただきました事項を踏まえて、引き続き専門家のご助言をいただきながら、事後調査を実施し、ブレード、タワーへの衝突による著しい影響が確認された場合には、さらなる環境保全措置を検討いたします。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>して「岩手県知事意見及び専門家のご助言を踏まえながら鳥類に対する調査手法及び調査地点の見直しを行った」旨の記述と、その最後の「事後調査を実施する予定」との記述がほぼ同一文面で繰り返されております。つまり現段階での予測のみでは危険を防ぎきれない可能性が高いからまずは施設建設を優先し、それ以後の事故等については事後調査という名目で何とか対応しようとする姿勢と思われます。このような姿勢で事業計画だけがどんどん進められると、鳥類の生息環境の保全は全く有名無実化してしまいます。</p> <p>また、日本野鳥の会が2016年に実施した全国オオジシギ生息調査により本州でのオオジシギ生息地域の減少が顕著であることが明らかになっておりますが、我々の調査によれば当該事業予定地域は岩手県内の数少ないオオジシギ繁殖地の一つとなっています。オオジシギは環境省のレッドリストでは準絶滅危惧種(NT)に、いわてレッドデータブックではBランクに指定されています。そしてその習性により、風力発電施設でのバードストライクの可能性が非常に高いとされております。しかし今回の準備書の中では、オオジシギの生息状況に留意する必要性は述べられているものの、オオジシギに特化した生息状況の詳細な調査や、当該事業予定地におけるバードストライク発生の可能性評価は検討の対象となっていないようであり、このままではオオジシギの生息環境の保全対策の検討が当該事業計画から欠落する恐れがあります。</p> <p>さらに、風力発電施設の稼働に伴う低周波音を含む騒音の発生や装置の影が近隣住民の生活環境や健康に影響を及ぼすことは知られておりますが、同様の影響は希少猛禽類をはじめとする鳥類の生息環境にも及びます。しかし今回の方針書においては、近隣の住居が風車設置予定地近傍に存在するかどうかに関する記述はあるものの、風車の影や低周波音を含む騒音が、希少猛禽類の生態や夏鳥の繁殖、夜間に行動する鳥類の生態などにどのような影響を及ぼすかという予測は全くなされておりません。また今後の環境影響の調査の中でその観点に基づく鳥類の生息状況調査を実施するか否かについての記述も見受けられません。このままでは当該事業の環境影響への対策が欠けたままで建設を進めることに繋がり、当該地域の自然環境に深刻な影響を及ぼすことが危惧されます。</p> <p>以上の理由により、私ども日本野鳥の会もりおかは、渡り鳥や希少鳥類の保全の立場に基づき当該事業計画の白紙撤回を強く求めます。</p>	
16	<p>(4) 当該地域における風力発電施設の累積的影響に関して</p> <p>風力発電施設が鳥類の生息環境にどのような影響を及ぼすかを適正に予測・評価することは、その地域における鳥類の生息環境の保全にとって極めて重要です。そしてその際には他の事業者による近隣の複数の風力発電施設との「累積的環境影響」を適切に評価し、それに基づいて鳥類の生息環境の保全対策を講じることが不可欠となります。</p> <p>確かに今回の準備書のp.78～p.79には、近隣の他の事業者の風発事業稼働状況や事業実施計画区域が一覧表と地図により示されております。しかし実質的にはそれ以上の記述ではなく、北上高地で繁殖する夏鳥や越冬する冬鳥の生息環境や渡り鳥の渡来コースを確保す</p>	<p>累積的影響につきましては近隣事業の事業計画の熟度が上がっていないことから、予測時点での熟度に応じて、実行可能な範囲で予測、評価を行いました。予測の結果、本事業による鳥類への累積的影響は小さいと予測されましたが、ご指摘をいただきました事項を踏まえて、専門家のご助言をいただきながら鳥類の事後調査を実施する予定としています。</p>

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	<p>るために、隣接する他事業者の風力発電事業との間にどの程度の距離が必要かなどの点に関して、当該事業計画を進める上で「累積的環境影響」の適切な評価を行う方向性は示されておりません。当該事業予定地は、地理的にはほぼ重なり合う複数の風力発電事業計画や、隣接する一戸町高森高原付近の事業及び複数の風力発電事業計画に加え、準備書 p. 79 に図示されていない稼働中の「折爪南風力発電事業（第 1 期）」や、計画中の「(仮称) 八幡平風力発電事業計画」、「(仮称) 折爪南風力発電事業計画（第 2 期）」、「(仮称) 折爪北風力発電事業計画」などとも飛び石状に連続する事業レイアウトとなっております。仮にこれらの風力発電施設が全て計画通りに稼働することになれば、岩手県北部のこれらの地域において、今後の鳥類の生育環境に及ぼす累積的影響は非常に大きなものになると懸念されます。</p> <p>この件に関して、当該事業計画の配慮書段階での 2016 年 1 月 22 日付けの環境大臣意見書では「他事業者との情報共有・情報収集を行い、実現可能な事業の内容を検討し、方法書に記載すること」を求めております。また方法書段階で出された 2022 年 3 月 16 日付の経済産業大臣勧告の第 3 項でも「累積的な環境影響が懸念されることから、他の事業者との調整及び情報収集に努め、累積的な環境影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること」を求めております。しかし方法書段階でのこの経済産業大臣勧告から 1 年以上経過しているにも関わらず、相変わらず貴社の準備書 p. 274 の中では「検討する」旨の記述に留まり、その検討結果などは準備書に示されておられません。</p> <p>また方法書段階での当会からの累積的環境影響に関する意見に対して、準備書 p. 290 には事業者側の見解として「実行可能な範囲で予測・評価を行った」旨が記載されております。しかし「実際に他事業者との情報共有をどのように行い、どのような調査を実施し、その結果どのような結論が導き出されたのか、科学的調査によって周辺の他事業との累積的環境影響がどのように評価されたのか」等についての記述は全く見られず、仮に今後それらの検討を進めるとても、他事業との累積的影響を可能な限り小さくするために具体的にどのような措置を進めるかという点についても全く触れられておりません。それにも関わらず準備書 p. 307 の経済産業大臣勧告に関する事業者側の見解の中でも「文献等を可能な範囲で入手し、調査、予測及び評価を実施しました。」とし、「他の事業者との調整については引き続き対応を図ってまいります。」との記述になっております。このままでは複数の風力発電事業の累積的環境影響に関する検討が適切に行われないまま当該事業計画を含む多数の風力発電事業計画が進められることになります。そうなれば、北上高地の広大な地域において、イヌワシの生息阻害やガン・カモ・ハクチョウ類をはじめとする各種渡り鳥の渡りルート遮断や撓乱の恐れが十分に想定されます。</p> <p>以上の理由により、私ども日本野鳥の会もりおかは渡り鳥や希少鳥類の保全の立場に基づき当該事業計画の白紙撤回を強く求めます。</p>	
17	(5) 上平放牧場での計画の再考を求める	ご指摘をいただきました事項について、方法書に対する岩手県知事意見及び専門家のご助言を踏まえながら、鳥類に関する調査手法及び調査地点の見直しを行いました。その調査結果を踏まえた予測の結果、本事業による一部の種への影響が予測されました。が、風力発

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	32) の建設が予定されている上平放牧場付近は、他の計画地である遠野牧野、高曲野放牧場、白樺野放牧場と比較して、多数の鳥類の生息や渡りが確認されており、特にノスリ、ハクチョウ類、マヒワなどの衝突確率は、衝突リスクの凡例中、最も高い「0.05/年以上」と極めて高いことが示されている。このようなバードストライクが強く懸念される場所に風力発電機を設置すべきではなく、上平放牧場での設置の再考を求める。	電事業によって鳥類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、指摘をいただきました事項を踏まえて、引き続き専門家のご助言をいただきながら、事後調査を実施し、ブレード、タワーへの衝突による著しい影響が確認された場合には、さらなる環境保全措置を検討いたします。
18	(6) バードストライク、バットストライクについて 猛禽類のノスリ、イヌワシ、渡り鳥オオハクチョウなど、風車が更に増えることで、鳥やコウモリへの影響が大きいのではないか、心配です。希少な鳥、コウモリなどが減ってしまうことはないでしょうか？人間のエゴに感じます。	ご指摘をいただきました事項について、方法書に対する岩手県知事意見及び専門家のご助言を踏まえながら、鳥類及び哺乳類に関する調査手法及び調査地点の見直しを行いました。その調査結果を踏まえた予測の結果、ほとんどの種で影響は小さいと予測されました、風力発電事業によって鳥類及びコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、指摘をいただきました事項を踏まえて、引き続き専門家のご助言をいただきながら、事後調査を実施し、ブレード、タワーへの衝突による著しい影響が確認された場合には、さらなる環境保全措置を検討いたします。
人と自然との触れ合いの活動の場について		
19	(1) 岩誦坊の水について 市民が親しんで汲みにいっている清水です。ヒアリングでは、1名のみ行なっていましたが、対象事業実施区域内に入っていることで懸念の声はなかったのでしょうか？湧水に影響、水質に変化が生じることはないのでしょうか？心配しています。ヒアリングが少なすぎます。	ヒアリングについては、現地調査時に水を汲みに来られた方にご協力をお願いし、ご許可をいただいた上で実施しました。ヒアリングでは、風力発電事業に対するご懸念のご意見は特段ありませんでした。ヒアリング人数については、現地調査時に滞在し水を汲みに来られる方を待っておりましたが、結果として1名となりました。
20	(2) 周井の水質や湧水について 対象事業実施区域内に河川があります。近隣に住民居住区域があります。周囲で湧水や井戸水を使用している居住者はいないのでしょうか？飲用水や生活用水として使用しているか、資料では探すことができませんでした。湧水に影響が出ないか、水質に変化が生じないか、心配です。	対象事業実施区域の周囲では、表流水、湧水、深井戸を原水や水源とした上水道、簡易水道の利用があります。また、水源として山内水源及び山内減菌室が存在しています。工事の際には、樹木の伐採を必要最低限として変改面積の低減に努めるとともに、側溝、沈砂池を設置して濁水の流出を低減いたします。また、風力発電機の設置に伴って、地中に杭を設置しますが、地下水の流れを止めるようなものではないことから湧水への影響はないと考えております。
21	(3) 再生エネルギーを増やすことで、電気代が高騰しております。事業者だけでなく、私たち地元住民への還元はあるのでしょうか？ 電気代が安くなることはなく、ただただ環境破壊されていく（税金の一部として徴収されており、増税となっています）現状に失望しております。	昨今の電気代の高騰の最大の要因は、燃料費の高騰によるものです。弊社は、化石燃料に頼らない社会を目指し、本事業を進めています。本事業実施にあたっては、地元会社への工事発注、地元地権者との賃貸借、地元自治体への納稅等で間接的ではありますが地元へ還元していく予定です。なお、電気代は税金として徴収されることはありません。
公開方法について		
22	(1) 同アセス図書の公開方法の見直しを求める 同アセス図書の閲覧は、環境影響評価法により定められているとはいえ、縦覧期間が1ヶ月と短く、また、縦覧場所も限られている。インターネット上で閲覧は可能ではあるが、印刷やダウンロードができない。また縦覧期間終了後は閲覧することができないため、アセス図書の内容が、実際の計画地の状況と齟齬がないかの確認もできない。 地域住民や利害関係者等が常時、容易に精査できることが、環境影響評価の信頼性にもつながるものであり、アセス図書の公開は、地域との合意形成を図るうえでも不可欠である。 全事業のアセス図書を常時公開している事業者もあ	環境影響評価図書の縦覧期間や公開方法につきましては、環境影響評価法に従い実施しております。法に従い、1か月という十分な期間を設けておりますので、その間に内容を確認いただけるものと考えております。なお、弊社（本社、二戸事務所）に図書を常時備え付けてありますので、縦覧期間終了後であっても、ご希望があれば閲覧可能としております。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
	り、閲覧可能期間を短くしている本事業者の対応は不親切といわざるを得ない。閲覧可能期間に限らず、総覽期間後も地域の図書館などで、図書を常時閲覧可能にし、また、随時インターネットでの閲覧とダウンロード、印刷を可能にすべきである。	

日刊新聞紙における公告等

岩手日報（令和 5 年 4 月 18 日 朝刊 21 面）

環境影響評価準備書の概観及び説明会の開催について（公告）
環境影響評価法に基づき、（仮称）稲庭風力発電事業環境影響評価準備書の概観及び説明会の開催について次のとおりお知り下さい。

四百九十一

稻庭ウインド合会社

所在地
東京都千代田区永田町二丁目11番1号
聯絡執行者 天野 明
TEL. 03-3211-1111

● 対象事業の名称、種類、規模

諸國(卷上)

(假想)和風屋ア第百景美風ア第百景(陸上)

対象事業が実施されるべき区域及び環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

岩手県二戸市、八幡平市の行政界の稻庭岳周辺の地域

準備会及び要約書の締結場所 期間及び時間
総賣場所 … 岩手県県北広域振興局二戸地域振興センター、

二戸市役所情報公開二二一、二戸市浄法寺総合市民センター、八幡平市文化センター

八幡市役所「且詔」八幡市「安仁新台支所
八幡平市田山支所

期間…令和5年4月18日(火)～令和5年5月22日(月)
延長時間…開店の午前9時から午後5時まで(開店時間に

三九

<https://japan.mvenergy.com/news/maniwa-junbishi>

説明会の開催日時及び場所
令和5年5月9日（火） 午後6時開始

日名市地区コミュニティセンター（八幡平市田の沢71-1）
令和4年5月11日（木）午後6時開台

令和3年1月1日(火)　午後
浄法寺文化交流センター(二戸市浄法寺町下前田30-1)

※新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い説明会開催日程を変更する場合、当社HPのページにて開催予定を掲載します。

意見書の提出 準備書について環境保全の見地からのご意見

をお持ちの方は、書面により提出することができます。
提出方法…氏名及び住所、環境の保全の見地からのご意見を

記載し、左記まで郵送（当日消印有効）又は総覽場所に設置
下さい。総覽首ノ役員、主つ是出下さい。

提出期間：令和5年4月18日(火)～令和5年6月5日(月)

意見書の提出先及びお問い合わせ先
酒井ワインドーム会社

和歌山市、合同会社
〒100-6121 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
山王パークタワー21階

TEL

TEL 03-626-13545

卷之二

ホームページにおけるお知らせ

The screenshot shows a dark blue header with the Invenergy logo on the left and navigation links for "日本語" (Japanese), "お問い合わせ" (Contact), a search icon, "会社案内" (Company Information), "日本事業紹介" (Japan Business Introduction), and "ニュース" (News) on the right. Below the header, a white banner displays the date "2023/04/16" and the title "(仮称) 稲庭風力発電事業に係る環境影響評価準備書 縦覧・説明会 開催のお知らせ" (Notice of Public Hearing and Environmental Impact Statement Preparation Book Review for the (Tentative) Iwadani Wind Power Generation Project). The main content area is dark blue with white text.

2023/04/16

(仮称) 稲庭風力発電事業に係る環境影響評価準備書 縦覧・説明会
開催のお知らせ

稻庭ウインド合同会社により、岩手県二戸市および八幡平市にて計画している「(仮称) 稲庭風力発電事業」に関して、環境影響評価法に基づき、環境影響評価準備書の縦覧及び説明会を下記のとおり行います。

【電子縦覧】

2023年4月18日（火）から2023年5月22日（月）まで。なお、意見書用紙は6月5日（月）までダウンロード可能です。

- 環境影響評価準備書 2分冊の1
- 環境影響評価準備書 2分冊の2
- 環境影響評価準備書 要約書
- 意見書用紙

【縦覧場所】

岩手県県北広域振興局二戸地域振興センター

二戸市役所情報公開コーナー

二戸市浄法寺総合支所

八幡平市役所市民課

八幡平市安代総合支所

八幡平市田山支所

【縦覧・意見書受付期間】

《縦覧期間および時間》

2023年4月18日（火）から2023年5月22日（月）

開庁日の午前9時から午後5時まで（開庁時間に準ずる）

《意見書の提出について》

準備書について環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

提出方法：氏名及び住所、環境の保全の見地からのご意見を記載し、下記の提出先まで郵送（当日消印有効）又は縦覧場所に設置された意見箱への投函により提出下さい。

提出期間：2023年4月18日（火）～2023年6月5日（月）

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の20万分1地形図及び5万分1地形図を使用したものです。図書に掲載されている情報（文書、資料、図面、画像等を含む）に関する著作権は、当社、原著作権者、またはその他の権利者に帰属しており、法律で保護されています。著作権者およびその他の権利者許諾を得ることなくこれらの情報を使用することは著作権法により禁止されておりますので、事前に当社に連絡の上、許諾を得ていただくようお願いいたします。

【説明会】

日時及び開催場所は次の通りです。

- 2023年5月9日（火）
目名市地区コミュニティセンター 午後6時開始
住所：八幡平市田の沢71-1
- 2023年5月11日（木）
浄法寺文化交流センター 午後6時開始
住所：二戸市浄法寺町下前田30-1
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い説明会開催日程を変更する場合、当電子縦覧のページに開催予定を掲載します。

【意見書の提出先及びお問い合わせ先】

〒100-6121

東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー21階

稲庭ウインド合同会社

電話 03-6261-3545 （担当）小林

土、日、祝日を除く10～12時、13～17時（※コロナ禍の勤務体制等により応答ができない場合がございます。その場合は大変お手数ですが、日を改めておかげ直しいただきますようお願いいたします。）

ご意見記入用紙

「(仮称)稲庭風力発電事業 環境影響評価準備書」

ご意見記入用紙

「(仮称)稲庭風力発電事業 環境影響評価準備書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、本用紙の意見欄に理由を含めて記入のうえ、ご投函ください。

令和 年 月 日

ご住所	<input type="text" value="〒 一"/>
ご氏名	<input type="text"/>

環境の保全の見地からのご意見（日本語により意見の理由を含めて記入してください）

※ 環境影響評価法施行規則の規定より、氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び生たる事務所の所在地）の記入をお願いします。

※ 本用紙に記入いただいた情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。

[参考資料]

縦覧状況

岩手県県北広域振興局二戸地域振興センター	二戸市役所（情報公開コーナー）
	
二戸市浄法寺総合支所	八幡平市役所市民課
	
八幡平市安代総合支所	八幡平市田山支所
	